

農道の崩壊や水路への土砂流入など被災した農業用施設の復旧への助成はありますか

《概要》

農道の崩壊や水路への土砂流入など農業用施設の被災については、復旧費用が1か所当たり40万円以上であれば国の災害復旧事業の対象となります。

また、小規模な被災で復旧費用や農業用水の確保などの応急対策費用が40万円未満の場合でも、市町村単独事業や県の補助事業等で復旧できる場合があります。

まずは、お住まいの市町村にご相談ください。



仮設ポンプによる取水

《留意点》

- ・農業用施設の受益者は2戸以上で、個人单独の場合は対象となりません。
- ・被災した施設を自分で復旧された場合など、事業の対象にならない場合があります。

《今後のスケジュール》

国の災害復旧事業の対象となる農業用施設の復旧については、本年9月～12月に国の災害査定（計画審査）を受け、復旧事業費が決定した後に復旧工事に着手することになります。なお、緊急を要する場合には、災害査定を受ける前に応急工事を行うことができますので、ご相談ください。

また、県の補助事業については、平成30年9月4日までに対策が完了する必要があります。

《補助事業制度》

- ①国の災害復旧事業（基本補助率は65%ですが、激甚災害に指定されたため大幅にかさ上げされます。）
 - ②市町村単独事業
 - ③県補助事業（平成30年7月豪雨農業用施設災害復旧緊急対策事業：補助率65%）
 - ④地域共同の取組（多面的機能支払金や中山間地域等直接支払金に取り組んでいる地域では、その活動の中で復旧することができます。）
- ※詳しくは、お住まいの市町村役場におたずねいただくか、農林水産省や岡山県ホームページをご覧ください。

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
県庁 耕地課 防災班	086-226-7435
備前県民局 農地農村計画課	086-233-9829
備中県民局 農地農村計画課	086-434-7034
美作県民局 農地農村計画課	0868-23-1321